

公 告

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 92 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）第 30 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について下記のとおり定め、令和 8 年 10 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 5 項の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

横浜税関長 中澤 正彦

記

- 1 税関官署の管轄の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 2 税関長権限委任規則（昭和 43 年達第 12 号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新 旧 対 照 表

(下線部は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
○ 税関官署の管轄		○ 税関官署の管轄	
税関官署名	管轄	税関官署名	管轄
(省 略)		(同 左)	
横浜税関 本牧埠頭出張所	(省 略)	横浜税関 本牧埠頭出張所	(同 左)
横浜税関 国際園芸博覧会出張所	<u>神奈川県のうち</u> <u>横浜市旭区及び瀬谷区のうち、2027年国際園芸博覧会会場</u>	<u>(新 設)</u>	
(省 略)		(同 左)	

新 旧 対 照 表

(下線部は改正部分)

改 正 後								改 正 前							
○ 税関長権限委任規則 (昭和 43 年達第 12 号)								○ 税関長権限委任規則 (昭和 43 年達第 12 号)							
(輸徴令による権限委任の制限)								(輸徴令による権限委任の制限)							
第6条 輸徴令第 30 条第 1 項第 2 号に掲げる権限のうち、次の各号に掲げるものについては、同条第 2 項の規定に基づき、当該各号に定める税関出張所等の長に対しては委任しない。								第6条 輸徴令第 30 条第 1 項第 2 号に掲げる権限のうち、次の各号に掲げるものについては、同条第 2 項の規定に基づき、当該各号に定める税関出張所等の長に対しては委任しない。							
(1) 輸徴法第 6 条 (引取りに係る課税物品についての申告、納付等の特例) 第 3 項の規定に基づく権限								(1) 輸徴法第 6 条 (引取りに係る課税物品についての申告、納付等の特例) 第 3 項の規定に基づく権限							
鹿島税関支署つくば出張所、横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、 <u>横浜税関国際園芸博覧会出張所</u> 、横浜税関川崎外郵出張所及び千葉税関支署銚子監視署								鹿島税関支署つくば出張所、横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所及び千葉税関支署銚子監視署							
(2)・(3) (省 略)								(2)・(3) (同 左)							
別表第 1 税関出張所等の長に対し一般的権限 (関税令第 92 条第 1 項第 2 号に掲げる権限) 以外に委任するもの								別表第 1 税関出張所等の長に対し一般的権限 (関税令第 92 条第 1 項第 2 号に掲げる権限) 以外に委任するもの							
関税関係法令の規定に基づく一般的権限以外に委任するもの	税関出張所					税 関 支 署 出 張 所	税 関 支 署 監 視 署	関税関係法令の規定に基づく一般的権限以外に委任するもの	税関出張所					税 関 支 署 出 張 所	税 関 支 署 監 視 署
	宇 都 宮	大 黒 埠 頭	本 牧 埠 頭	<u>国際園芸博覧会</u>	川 崎 外 郵				宇 都 宮	大 黒 埠 頭	本 牧 埠 頭	(新 設)	川 崎 外 郵		
1 法第 1 章 (総則) 中次に掲げる規定に基づく権限						(省 略)	(省 略)	1 法第 1 章 (総則) 中次に掲げる規定に基づく権限						(同 左)	(同 左)
(1) 法第 2 条の 3 (災害等による期限の延長) の規定	○	○	○	○	○			(1) 法第 2 条の 3 (災害等による期限の延長) の規定	○	○	○		○		
2 法第 3 章 (船舶及び航空機) 中次に掲げる規定に基づく権限								2 法第 3 章 (船舶及び航空機) 中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 法第 16 条 (貨物の積卸し) の規定								(1) 法第 16 条 (貨物の積卸し) の規定							
(2) 法第 23 条 (船用品又は機用品の積込み等) の規定					○			(2) 法第 23 条 (船用品又は機用品の積込み等) の規定					○		

改 正 後								改 正 前							
(3) 法第 24 条（船舶又は航空機と陸地との交通等）第 1 項中指定地外交通許可、同条第 2 項の貨物の授受を目的とする交通の許可及び同条第 4 項の船舶間交通許可に係る規定								(3) 法第 24 条（船舶又は航空機と陸地との交通等）第 1 項中指定地外交通許可、同条第 2 項の貨物の授受を目的とする交通の許可及び同条第 4 項の船舶間交通許可に係る規定							
(4) 法第 24 条第 1 項中指定地外での貨物積卸しの許可に係る規定		○	○					(4) 法第 24 条第 1 項中指定地外での貨物積卸しの許可に係る規定		○	○				
(5) 法第 20 条（不開港への出入）第 1 項の規定								(5) 法第 20 条（不開港への出入）第 1 項の規定							
(6) 上記(1)～(5)以外の規定。ただし、法第 24 条第 1 項中船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定に係る規定並びに関税令第 15 条第 1 項第 4 号の貨物の積卸しについて必要と認める呈示書類の指定に係る規定を除く。						(省 略)	(省 略)	(6) 上記(1)～(5)以外の規定。ただし、法第 24 条第 1 項中船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定に係る規定並びに関税令第 15 条第 1 項第 4 号の貨物の積卸しについて必要と認める呈示書類の指定に係る規定を除く。					(同 左)	(同 左)	
3 法第 4 章（保税地域）中次に掲げる規定に基づく権限								3 法第 4 章（保税地域）中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 法第 40 条（指定保税地域での貨物の取扱い）の規定		○	○					(1) 法第 40 条（指定保税地域での貨物の取扱い）の規定		○	○				
(2) 法第 41 条の 2（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）の規定		○	○					(2) 法第 41 条の 2（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）の規定		○	○				
(3) 法第 41 条の 5（指定保税地域にある外国貨物を管理する者の関税の納付義務）の規定		○	○					(3) 法第 41 条の 5（指定保税地域にある外国貨物を管理する者の関税の納付義務）の規定		○	○				
(4) 上記(1)～(3)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。	○	○	○	○	○			(4) 上記(1)～(3)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。	○	○	○	○			

改 正 後								改 正 前							
イ 法第 35 条 (税関職員の 派出) の規定								イ 法第 35 条 (税関職員の 派出) の規定							
ロ 法第 39 条 (指定保税地 域に搬入することができ る貨物の指定) の規定								ロ 法第 39 条 (指定保税地 域に搬入することができ る貨物の指定) の規定							
ハ 法第 41 条 (指定保税地 域取消後の貨物の蔵置期 間の指定) の規定								ハ 法第 41 条 (指定保税地 域取消後の貨物の蔵置期 間の指定) の規定							
4 法第 7 章 (収容及び留置) 中次に掲げる規定に基づく権 限								4 法第 7 章 (収容及び留置) 中次に掲げる規定に基づく権 限							
(1) 法第 86 条 (旅客等の携帯 品の留置) の規定								(1) 法第 86 条 (旅客等の携帯 品の留置) の規定							
(2) 法第 87 条 (原産地虚偽表 示等貨物の留置) の規定	○	○	○	○	○			(2) 法第 87 条 (原産地虚偽表 示等貨物の留置) の規定	○	○	○		○		
5 法第 9 章 (雑則) 中次に掲 げる規定に基づく権限								5 法第 9 章 (雑則) 中次に掲 げる規定に基づく権限							
(1) 法第 95 条第 3 項から第 7 項まで (税関事務管理人) の 規定	○	○	○	○	○	(省 略)	(省 略)	(1) 法第 95 条第 3 項から第 7 項まで (税関事務管理人) の 規定	○	○	○		○	(同 左)	(同 左)
(2) 法第 101 条 (手数料の軽減 又は免除) 第 1 項中指定保税 地域に係る手数料の軽減又 は免除の規定		○	○					(2) 法第 101 条 (手数料の軽減 又は免除) 第 1 項中指定保税 地域に係る手数料の軽減又 は免除の規定		○	○				
(3) 法第 101 条第 2 項の規定	○	○	○	○	○			(3) 法第 101 条第 2 項の規定	○	○	○		○		
(4) 法第 101 条第 3 項の規定								(4) 法第 101 条第 3 項の規定							
(5) 法第 102 条の 2 (災害等に よる手数料の還付、軽減又は 免除) の規定	○	○	○	○	○			(5) 法第 102 条の 2 (災害等に よる手数料の還付、軽減又は 免除) の規定	○	○	○		○		
(6) 法第 106 条 (特別の場合に おける税関長の権限) 第 1 号 の規定	○	○	○	○	○			(6) 法第 106 条 (特別の場合に おける税関長の権限) 第 1 号 の規定	○	○	○		○		
6 法第 11 章 (犯則事件の調査 及び処分) 中次に掲げる規定 に基づく権限								6 法第 11 章 (犯則事件の調査 及び処分) 中次に掲げる規定 に基づく権限							

改 正 後								改 正 前							
(1) 法第 134 条 (領置物件等の還付等) の規定	○							(1) 法第 134 条 (領置物件等の還付等) の規定	○						
(2) 法第 146 条 (税関長の通告処分等) の規定	○							(2) 法第 146 条 (税関長の通告処分等) の規定	○						
(3) 法第 147 条 (通告処分の不履行と告発) の規定	○							(3) 法第 147 条 (通告処分の不履行と告発) の規定	○						
(4) 法第 149 条 (犯則の心証を得ない場合の通知等) の規定	○							(4) 法第 149 条 (犯則の心証を得ない場合の通知等) の規定	○						
7 定率法中次に掲げる規定に基づく権限								7 定率法中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 同法第 17 条 (再輸出免税) 及び同法第 20 条の 2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等) の規定	○	○	○	○	○			(1) 同法第 17 条 (再輸出免税) 及び同法第 20 条の 2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等) の規定	○	○	○	○			
(2) 同法第 19 条の 3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税) 及び同法第 20 条 (違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税) の規定	○	○	○	○	○	(省 略)	(省 略)	(2) 同法第 19 条の 3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税) 及び同法第 20 条 (違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税) の規定	○	○	○	○	(同 左)	(同 左)	
(3) 同法施行令第 14 条の規定					○			(3) 同法施行令第 14 条の規定				○			
(4) 上記(1)～(3)以外の規定 (同法第 13 条第 1 項中飼料製造工場の承認に係る規定を除く。)	○	○	○	○	○			(4) 上記(1)～(3)以外の規定 (同法第 13 条第 1 項中飼料製造工場の承認に係る規定を除く。)	○	○	○	○			
8 暫定法中次に掲げる規定に基づく権限								8 暫定法中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 同法第 4 条 (航空機部分品等の免税) 第 2 号の航空機及びこれに使用する部分品製造工場の承認に係る規定	○	○	○					(1) 同法第 4 条 (航空機部分品等の免税) 第 2 号の航空機及びこれに使用する部分品製造工場の承認に係る規定	○	○	○				

改 正 後								改 正 前							
(2) 同法第4条（航空機部分品等の免税）第4号の人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品の製造工場の承認に係る規定	○	○	○					(2) 同法第4条（航空機部分品等の免税）第4号の人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品の製造工場の承認に係る規定	○	○	○				
(3) 同法第10条（用途外使用等の制限）の規定	○	○	○	○	○			(3) 同法第10条（用途外使用等の制限）の規定	○	○	○		○		
(4) 上記(1)～(3)以外の規定 （同法第9条の2第1項中製造用原料品を使用する製造工場の承認に係る規定を除く。）	○	○	○	○	○			(4) 上記(1)～(3)以外の規定 （同法第9条の2第1項中製造用原料品を使用する製造工場の承認に係る規定を除く。）	○	○	○		○		
9 地位協定の実施に伴う特例法中次に掲げる規定に基づく権限								9 地位協定の実施に伴う特例法中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 同法第8条（関税及び内国消費税の徴収）の規定	○	○	○		○	(省 略)	(省 略)	(1) 同法第8条（関税及び内国消費税の徴収）の規定	○	○	○		○	(同 左)	(同 左)
(2) 上記(1)以外の規定	○	○	○					(2) 上記(1)以外の規定	○	○	○				
10 相互防衛援助協定の実施に伴う特例法の規定に基づく権限								10 相互防衛援助協定の実施に伴う特例法の規定に基づく権限							
全部の権限	○	○	○		○			全部の権限	○	○	○		○		
11 自家用自動車通関条約の実施に伴う特例法の規定に基づく権限								11 自家用自動車通関条約の実施に伴う特例法の規定に基づく権限							
全部の権限	○	○	○					全部の権限	○	○	○				
12 コンテナ条約の実施に伴う特例法及び同法施行令の規定中次に掲げる規定に基づく権限								12 コンテナ条約の実施に伴う特例法及び同法施行令の規定中次に掲げる規定に基づく権限							
(1) 同令第13条の規定	○	○	○	○				(1) 同令第13条の規定	○	○	○				
(2) 上記(1)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。	○	○	○	○				(2) 上記(1)以外の規定。ただし、下記の規定を除く。	○	○	○				

改 正 後								改 正 前							
イ 同法第 14 条（設計型式により承認されたコンテナへの条約等の適用等）の規定 ロ 同法第 20 条（犯則事件の調査及び処分）の規定 ハ 同令第 11 条の規定 13 A T A条約の実施に伴う特例法及び同法施行令に基づく権限 全部の権限	○	○	○	○	○	(省 略)	(省 略)	イ 同法第 14 条（設計型式により承認されたコンテナへの条約等の適用等）の規定 ロ 同法第 20 条（犯則事件の調査及び処分）の規定 ハ 同令第 11 条の規定 13 A T A条約の実施に伴う特例法及び同法施行令に基づく権限 全部の権限	○	○	○	○	(同 左)	(同 左)	
注 1・注 2 (省 略)								注 1・注 2 (同 左)							
別表第 2 税関出張所等の長に対し、一般的権限のうち委任が制限されるもの								別表第 2 税関出張所等の長に対し、一般的権限のうち委任が制限されるもの							
関税関係法令の規定に基づく一般的権限のうち委任が制限されるもの	税関出張所					税 関 支 出 張 所	税 関 支 監 視 署	関税関係法令の規定に基づく一般的権限のうち委任が制限されるもの	税関出張所					税 関 支 出 張 所	税 関 支 監 視 署
	宇 都 宮	大 黒 埠 頭	本 牧 埠 頭	国 際 園 芸 博 覧 会	川 崎 外 郵	(省 略)	(省 略)		宇 都 宮	大 黒 埠 頭	本 牧 埠 頭	(新 設)	川 崎 外 郵	(同 左)	(同 左)
1 関税法第 2 章（関税の確定、納付、徴収及び還付）及び第 6 章（通関）の規定に基づく権限関係 (1) 定率法第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる学術研究用物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限 (2) 定率法第 15 条第 1 項第 8 号に掲げる航空機機器等で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限								1 関税法第 2 章（関税の確定、納付、徴収及び還付）及び第 6 章（通関）の規定に基づく権限関係 (1) 定率法第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる学術研究用物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限 (2) 定率法第 15 条第 1 項第 8 号に掲げる航空機機器等で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限							

改 正 後							改 正 前						
(3) 定率法第 15 条第 1 項第 9 号に掲げる物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限		/	/	△			(3) 定率法第 15 条第 1 項第 9 号に掲げる物品で同条の免税が認められるものの輸入手続に係る権限		/	/			
(4) 定率法第 19 条第 1 項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/	△			(4) 定率法第 19 条第 1 項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/			
(5) 定率法第 19 条の 2 第 2 項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/	△			(5) 定率法第 19 条の 2 第 2 項の規定により戻し税が認められる貨物の輸出手続に係る権限		/	/			
(6) 暫定法第 4 条の規定により免税が認められる航空機及びその部分品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続に係る権限					(省 略)	(省 略)	(6) 暫定法第 4 条の規定により免税が認められる航空機及びその部分品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続に係る権限				(同 左)	(同 左)	
(7) 暫定法第 4 条の規定により免税が認められる人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続に係る権限							(7) 暫定法第 4 条の規定により免税が認められる人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦で製作困難と認められるもので政令で定めるものの輸入手続に係る権限						
(8) 地位協定の実施に伴う特例法第 12 条の適用を受ける物品のうち、譲受自動車の輸入手続に係る権限	/	/	/	△			(8) 地位協定の実施に伴う特例法第 12 条の適用を受ける物品のうち、譲受自動車の輸入手続に係る権限	/	/	/			

改 正 後								改 正 前							
(9) 旅客又は乗組員の携帯品、別送品、託送品等旅具通関扱いをする貨物の通関手続に係る権限	／ 注2	／	／	／	／			(9) 旅客又は乗組員の携帯品、別送品、託送品等旅具通関扱いをする貨物の通関手続に係る権限	／ 注2	／	／				
(10) 予備審査制適用貨物の輸入手続に係る権限		／	／	／	／			(10) 予備審査制適用貨物の輸入手続に係る権限		／	／				
(11) プラント貨物の輸出手続に係る権限								(11) プラント貨物の輸出手続に係る権限							
イ 認定	／		／	／	／			イ 認定	／		／				
ロ 輸出申告の受理			／	／	／			ロ 輸出申告の受理			／				
(12) 関税法第 69 条の 2 第 2 項（輸出してはならない貨物の没収、廃棄）の権限。ただし、同条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる貨物に係る権限を除く。	／	／	／	／	／			(12) 関税法第 69 条の 2 第 2 項（輸出してはならない貨物の没収、廃棄）の権限。ただし、同条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる貨物に係る権限を除く。	／	／	／	／			
(13) 関税法第 69 条の 11 第 2 項（輸入してはならない貨物の没収、廃棄又は積戻命令）の権限のうち、同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる貨物に係る権限。	／	／	／	／	／	(省 略)	(省 略)	(13) 関税法第 69 条の 11 第 2 項（輸入してはならない貨物の没収、廃棄又は積戻命令）の権限のうち、同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる貨物に係る権限。	／	／	／		(同 左)	(同 左)	
(14) 関税法第 69 条第 1 項の規定に基づく貨物検査場所の指定に係る権限	／	／	／	／	／			(14) 関税法第 69 条第 1 項の規定に基づく貨物検査場所の指定に係る権限	／	／	／	／			
(15) 関税法第 2 章の規定に基づく権限及び関税法第 6 章の規定に基づく権限のうち、輸入通関に係る権限								(15) 関税法第 2 章の規定に基づく権限及び関税法第 6 章の規定に基づく権限のうち、輸入通関に係る権限							
2 関税法以外の関税に関する法令の規定中、関税の賦課及び徴収並びに関税法第 6 章の規定による手続の際にされる処分に係る規定に基づく権限関係								2 関税法以外の関税に関する法令の規定中、関税の賦課及び徴収並びに関税法第 6 章の規定による手続の際にされる処分に係る規定に基づく権限関係							

改 正 後							改 正 前								
(1) 関税法の規定に基づく権限関係で前記 1 (1)から(3)まで及び(6)から(9)までにより制限される事項に係る権限	／	／	／	／		(省 略)	(省 略)	(1) 関税法の規定に基づく権限関係で前記 1 (1)から(3)まで及び(6)から(9)までにより制限される事項に係る権限	／	／	／			(同 左)	(同 左)
注 1～注 3 (省 略)							注 1～注 3 (同 左)								